

年末調整について

1. 年末調整とは

「年末調整」とは、1年間(1/1~12/31)の給与に係る源泉所得税について、扶養控除・生命保険料控除等の各種控除を確定させることで、1年間の所得税を計算し、月々の給与で預かった源泉所得税の過不足を精算することです。

2. 年末調整の対象者

年末調整の対象となる方は、事業所が給与を支払っている役員・従業員の方で、年末まで在籍した方です。なお、下記に該当する方は対象となりません。

- ① 年間の給料収入が2,000万円を超える方
- ② 2ヶ所以上から給与の支払を受けていて従たる給与の方
- ③ 年の途中で退職された方

3. 扶養控除申告書

給与と所得者の扶養控除等(異動)申告書は、この1年間で扶養者の人数が変わっていないか、控除対象配偶者を有していないか、配偶者がパートやアルバイトなど働き始めているか、を確かめるための書類です。

平成28年分 給与と所得者の扶養控除等(異動)申告書

所得控除申告書 氏名(フリガナ) あなたの氏名	生年月日 年 月 日	配偶者の氏名 あなたの配偶者の氏名	扶養者の氏名 あなたの扶養者の氏名
控除対象配偶者 あなたの扶養者の氏名(配偶者)	あなたの住所 市区町村	あなたの住所 市区町村	あなたの住所 市区町村

あなたに控除対象配偶者や扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡父又は勤労学生にいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分	氏名 個人番号	生年月日	住所又は居所	扶養親族の種類	異動月日及び事由
A 控除対象配偶者					
B 控除対象扶養親族 (16歳以上) (平13.1.2以後生)					
C 障害者、寡婦、寡父又は勤労学生 (平13.1.2以後生)					
D 控除を受ける扶養親族等					

○住民税に関する事項
(住民税に
関する事項)
16歳未満の
扶養親族
(平13.1.2以後生)

○「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の2第1項及び第2項並びに第317条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。

平成28年分の扶養申告書よりマイナンバーの記載欄が追加されました。

マイナンバーの提供をすでに受けている場合は給与支払者と従業員の間での合意に基づき、従業員は扶養控除等申告書の余白に「マイナンバー(個人番号)については給与支払者に提供済みと相違ない」旨を記載し、給与支払者はすでに提供を受けているマイナンバーを確認し、確認した旨を申告書に表示するのであれば、従業員等のマイナンバーを記載しなくても差し支えありません。

4. 扶養控除

扶養控除の対象となる方は1年間の合計所得が38万円以下の方です。
その他、年齢・身体等の障害・配偶者の死別等のケースで控除金額が加算されます。

5. その他控除

年末調整できる控除		年末調整できない控除
	控除限度額	
生命保険料控除	12万円	医療費控除
地震保険料控除	5万円	初年度の住宅借入金等特別控除
小規模企業共済等掛金控除	支払った掛金	寄付金控除
住宅借入金等特別控除(2年目以降)	契約による	雑損控除
		⇒ 確定申告が必要となります。

生命保険料控除や地震保険料控除、小規模企業共済掛金控除は年末調整の手続き上、原則、控除証明書の添付が必要となります。

なお、控除証明書は10月中旬から11月頃にかけて、保険会社から送られてきます。

6. 備考

毎月、給与から所得税を徴収しているのに、年末調整をする必要があるのは、徴収している所得税は、あくまでも概算の金額であり、正確な所得税額が分かるのは、1年間の収入や「差し引くもの」がきちんと決まる年末になってから確定するため過不足が生じます。

例えば、毎月天引きされている社会保険料は徴収されている所得税の計算に反映されていますが、個人で支払っている、国民年金・国民健康保険等は反映されておりません。

上記のように会社で把握できないものに関して、書類(扶養控除申告書・給与所得者の保険料控除申告書)を提出して税額を確定します。

ご不明点等がございましたら、お気軽に担当者までお問い合わせください。